○農林水産省告示第千三百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年七月二十八日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　栃木県塩谷郡塩谷町大字上寺島字火打石窪五三六、字長峯一〇一六の一、字ウバガ懐一〇八五から一〇八八まで、字上川久保一〇七八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び塩谷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年七月二十八日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　岡山県総社市種井字ヒノクチ一六七七の一、一六七七の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び総社市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百三号

平成二十九年二月二十八日農林水産省告示第三百六号（家畜伝染病予防法第三十六条第一項第一号の農林水産大臣の指定するものを定める件）に基づき、昭和四十六年十二月一日農林省告示第千九百九十七号（平成二十九年二月二十八日農林水産省告示第三百六号（家畜伝染病予防法第三十六条第一項第一号の農林水産大臣の指定するものを定める件）の表の農林水産大臣が指定する施設の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十九年七月二十八日

農林水産大臣　山本　有二

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
平成二十九年二月二十八日農林水産省告示第三百六号（家畜伝染病予防法第三十六条第一項第一号の農林水産大臣の指定するものを定める件）の表（以下「表」という。）の農林水産大臣が指定する施設は、次の表の上欄に掲げる物について、それぞれ同表の下欄に掲げる施設とする。	
物	施設
一　（略）	（略）

改正前	
平成二十九年二月二十八日農林水産省告示第三百六号（家畜伝染病予防法第三十六条第一項第一号の農林水産大臣の指定するものを定める件）の表（以下「表」という。）の農林水産大臣が指定する施設は、次の表の上欄に掲げる物について、それぞれ同表の下欄に掲げる施設とする。	
物	施設
一　（略）	（略）

○東北地方整備局告示第百八十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年七月二十八日

東北地方整備局長　津田　修一

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　四号

㈢　道路の区域

区間	変更前敷地の幅員	延長
岩手県岩手郡岩手町大字沼宮内第一八地割二番一から同町大字五日市第四地割五七番八まで	前　一二・三メートル～二三・一六メートル 後　一六・七三メートル～四二・六六メートル	〇・三一六キロメートル

㈣　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所

○関東地方整備局告示第二百十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年七月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年七月二十八日

関東地方整備局長　泊　宏

二　表の農林水産大臣が定める基準に従って加熱処理した鶏、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにあひる、がちょうその他のかも目の鳥類の肉及び臓器並びにこれらの肉又は臓器を原料とするソーセージ、ハム及びベーコン	一～四十一　（略） 四十二　正大肉食（宿迁）有限公司熟食工場の登録番号第三二〇〇／一八〇二八号の施設（中華人民共和国・江苏省宿迁高新技術産業開発区所在） 四十三～百五十四　（略）	（略）
三　（略）	（略）	
四　（略）	（略）	

二　表の農林水産大臣が定める基準に従って加熱処理した鶏、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにあひる、がちょうその他のかも目の鳥類の肉及び臓器並びにこれらの肉又は臓器を原料とするソーセージ、ハム及びベーコン	一～四十一　（略） 四十二　中粮肉食（宿迁）有限公司熟食工場の登録番号第三二〇〇／一八〇二八号の施設（中華人民共和国・江苏省宿豫経済開発区所在） 四十三～百五十四　（略）	（略）
三　（略）	（略）	
四　（略）	（略）	